

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第6期計画期間 第4回会議)

日時：平成28年3月24日(木)

午後6時00分

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 鶴ヶ谷第一市営住宅高齢者福祉施設エリア応募の選定結果について(資料2)
- (3) 事前協議事業者の辞退について(資料3)
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1~6-6)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料7)(参考資料7-1)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- 資料 2 鶴ヶ谷第一市営住宅高齢者福祉施設エリア応募の選定結果について
- 資料 3 事前協議事業者の辞退について
- 資料 4 地域密着型サービス事業の廃止について
- 資料 5 施設の整備状況について
- 参考資料 5-1 施設整備状況一覧表(平成 28 年 3 月 1 日現在)
- 資料 6 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 6-1～6-6 資料 6 に係る事業概要、事業所位置図
- 資料 7 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 7-1 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第6期計画期間 第4回会議）議事録

日時：平成28年3月24日（木）18:00～

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

<出席者>

【委員】

阿部一彦委員、五十嵐講一委員、板橋純子委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員、
鈴木久雄委員

以上6名、五十音順

（小坂浩之委員、田口美之委員、土井勝幸委員 欠席）

【仙台市職員】

會田健康福祉局保険高齢部長、下山田高齢企画課長、小林介護予防推進室長、
宮野介護保険課長、伊藤青葉区障害高齢課長、阿部宮城野区障害高齢課長
佐藤若林区障害高齢課長、大友高齢企画課施設係長、阿部介護保険課管理係長
中野介護保険課指導第一係長、佐藤介護保険課指導第二係長

<議事要旨>

1. 開会

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 鶴ヶ谷第一市営住宅高齢者福祉施設エリア応募の選定結果について（資料2）
- (3) 事前協議事業者の辞退について（資料3）
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料4）
- (5) 施設の整備状況について（資料5）

事務局より説明

委員長：今の報告について、質問や意見はあるか。

（質問等なし）

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料6）

事務局より説明

- 委員：施設の開設にあたり、職員の人数は確実にそろえることができるのか。
- 事務局：職員の採用が済み、必要な人員体制が整っていることを確認している。
- 委員：食事の料金が他の事業所に比べ安いところがあるが、なぜこのような差が生じるのか。
- 事務局：食事の提供を法人が直接雇用する職員が行っているため、食事の提供を業者に委託している事業所と比べると、その分、安くなっていると思われる。
- 委員：小規模多機能型居宅介護の指定に関して、「開設時は9名の利用を想定している」という記載があるがどういう意味か。
- 事務局：施設開設当初から18名の通いサービスの提供を行うということではなく、まずは9名に対するサービスの提供を想定しているという意味である。
- 委員：事業を全面譲渡する会社があるが、施設の職員はそのままか。
- 事務局：そのままである。
- 委員：事業譲渡の際は、当事者間の話し合いが基本なのか、それとも仙台市が間に入るのか。
- 事務局：事業譲渡は事業者間の話であるが、事業所の指定を行う際は、仙台市で必要事項を確認させていただきながら協議を進めている。
- 委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。
- （異議等なし）

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料7）

事務局より説明

- 委員：実地指導の指摘事項をみると、軽微な指摘が多いと思う。事例をピックアップしたチェックシートがあれば、事業所で必要事項の確認が出来るので、セルフチェックシートを考案されてはいかがか。
- 事務局：実地指導の前には、チェックシートに基づきセルフチェックを行っていただいているが、集団指導の場での配布やホームページへの掲載について検討してみたいと思う。
- 委員：資料に記載のある、ケアプランの短期目標と長期目標の関連性がみられなかったとは具体的にどのようなことか。
- 事務局：短期目標の達成が長期目標に結びつくことが原則であるが、そういった結びつきがみられなかった。
- 委員：指摘を行った後も指摘事項が改善されたかの確認が必要である。

事務局：事業者には指示書兼改善報告書として提示し、改善の内容についてその書面に記載した上で提出してもらっている。こちらの指摘と事業者の回答がかみ合わない場合は再度提出を求めるなど、改善に至るまで指導を行っている。

委員：運営推進会議に地域の代表者が長期間出席していないとあるが、改善したのか。また、改善したのであれば、どのような方法をとったのか。

事務局：改善した。日程調整の部分で地域の代表者が出席できるよう考慮してもらった。

委員：連合町内会や地区社協が出席する場合があるが、会議への出席に関しては施設からだけでなく、行政の方からも働きかけを行ってほしい。また、前回も話したが、運営推進会議の合同開催なども考えていただきたい。

委員：開所を予定している施設に対し、行政が地区の情報を提供したらよいのではないか。

事務局：個人情報観点もあり、行政が地区の情報を提供することは行っていない。

委員：運営推進会議の構成メンバーは決まっているのか。

事務局：利用者、そのご家族、地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者などである。地域住民の代表者として、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表が例示的に列挙されている。

委員：運営推進会議の開催にあたり人数、資格等の要件はあるのか。

事務局：ない。

委員：特定の方が参加しなければ、開催できないということはあるか。

事務局：基準上はないが、運営上、特定の方の参加を求めている事業所もある。

委員：地域の方になかなか参加いただけない。仙台市からも積極的に参加を促していただきたい。

委員：町内会長は業務が多く成り手がいないというのが実情である。地域の集まりなどで町内会の参加を求める時は、会長の負担を減らす必要があると考えている。

委員：退去時相談援助加算の不備とは何か。

事務局：加算を取得する際には、一定の要件が義務付けられており、それを行っていなかったことから不備を指摘したものである。

委員長：質問がなければ、この資料にある事業者の指定を更新してよいか。

(異議等なし)

4. その他

委員長：委員から質問や意見はあるか。

委員：小規模な通所介護が地域密着になることで、6か月に1回の運営推進会議の開催は義務付けになるのか。

事務局：そのとおりある。

委員：数としてはどのくらいの通所介護が地域密着型に移行するのか。

事務局：180程度の事業所が移行する見込みである。

委員：通常の勤務時間の中で運営推進会議に参加するのは難しいと思うので、負担を減らすように考えていただきたい。

事務局：負担軽減につながるようなアドバイスをしていきたいと考えている。

委員長：最後に事務局から何かあるか。

5. 閉会